

令和6年6月12日

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」に関する業界向け説明会の開催について

国土交通省物流・自動車局物流政策課  
経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課物流企画室  
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室

今通常国会に法案を提出した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」につきましては、令和6年4月26日に成立、令和6年5月15日に公布いたしました。

つきましては、本法律の概要及び法律施行に向けた今後の検討方針等について、荷主業界団体及び荷主事業者を対象に、別紙のとおり説明会を開催いたします。

出席を希望される場合は、別添の入力用紙に必要事項を御記入の上、令和6年6月18日（火）中に御回答願います。

## 説明会開催要領

### 1. 日時

①令和6年6月20日（木） 11時00分～

②令和6年6月21日（金） 14時00分～

（所要時間は、質疑を入れて概ね1時間程度を予定しております。）

※後日、国土交通省・経済産業省・農林水産省の各 HP に説明会の動画を掲載する予定です。

### 2. 実施方式

WEB 会議方式（Microsoft Teams）で実施し、参加予定者宛てに会議 URL を別途通知いたします。

### 3. 内容

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要及び法律施行に向けた今後の検討方針等について

### 4. 説明対象者

荷主業界団体及び荷主事業者の担当者

※登録は1団体につき、①②合わせて5名まで

※一般的に、自らの事業に関してトラック事業者との間で物の引渡しや受取を行っている事業者（公的組織を含む。）は荷主に該当し得ます。

### 5. 連絡先・提出先

下記のメールアドレスに入力用紙を送付ください。

[hqt-bukkoho\\_shingikai@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-bukkoho_shingikai@gxb.mlit.go.jp)

※下記の三省の担当者宛に連絡が届きます。

### 6. 担当者

国土交通省物流・自動車局物流政策課

03-5253-8947（直通）

担当 林田、小原、宇野

経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課物流企画室

03-3501-0092（直通）

担当 大西、三木、新井、飯島、末崎、瀬戸

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室

03-3502-5741（直通）

担当 青木、三島